

◎公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第一条関係）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

<p>（インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布）</p> <p>第百四十二条の三 第百四十二条第一項及び第四項の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、インターネット等を利用する方法（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。）により、頒布することができる。</p>	<p>（ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布）</p> <p>第百四十二条の三 第百四十二条第一項及び第四項の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。）のうち電子メール（特定電子メールの適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を利用する方法を除いたものをいう。以下同じ。）により、頒布することができる。</p>
<p>2 選挙運動のために使用する文書図画であつてインターネット等を利用する方法により選挙の期日の前日までに頒布されたものは、第百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる。</p>	<p>2 選挙運動のために使用する文書図画であつてウェブサイト等を利用する方法により選挙の期日の前日までに頒布されたものは、第百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる。</p>
<p>3 インターネット等を利用する方法により選挙運動のために使用</p>	<p>3 ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のために使用</p>

用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）その他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（次条において「電子メールアドレス等」という。）が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

〔削る〕

する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。以下同じ。）その他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（以下「電子メールアドレス等」という。）が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

（電子メールを利用する方法による文書図画の頒布）

第四百四十二条の四 第四百四十二条第一項及び第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙においては、それぞれ当該各号に定めるものは、電子メールを利用する方法により、選挙運動のために使用する文書図画を頒布することができる。

- 一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 公職の候補者及び候補者届出政党
- 二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙 衆議院名簿届出政党等
- 三 参議院（比例代表選出）議員の選挙 参議院名簿届出政党等及び公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）

四 参議院（選挙区選出）議員の選挙 公職の候補者及び第二百

一条の六第三項(第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。)の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体(第八十六条の四第三項(同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。)の規定により当該公職の候補者が所属するものとして記載されたものに限る。)

五 都道府県又は指定都市の議会の議員の選挙 公職の候補者及び第二百一条の八第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)において準用する第二百一条の六第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

六 都道府県知事又は市長の選挙 公職の候補者及び第二百一条の九第三項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体

七 前各号に掲げる選挙以外の選挙 公職の候補者

2| 前項の規定により選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために用いられる電子メール(以下「選挙運動用電子メール」という。)の送信をする者(その送信をしようとする者を含むものとする。以下「選挙運動用電子メール送信者」という。)は、次の各号に掲げる者に対し、かつ、当該各号に定める電子メールアドレスに送信をする選挙運動用電子メールでなければ、送信をすることができない。

一 あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信をするように求める旨又は送信することに同意する旨を選挙運動用電子メール送信者に対し通知した者(その電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限る。)

当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した電子メールアドレス

二 前号に掲げる者のほか、選挙運動用電子メール送信者の政治活動のために用いられる電子メール（以下「政治活動用電子メール」という。）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限り、かつ、その通知をした後、その自ら通知した全ての電子メールアドレスを明らかにしてこれらに当該政治活動用電子メールの送信をしないように求める旨を当該選挙運動用電子メール送信者に対し通知した者を除く。）であつて、あらかじめ、当該選挙運動用電子メール送信者から選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知を受けたもののうち、当該通知に対しその受信している政治活動用電子メールに係る自ら通知した全ての電子メールアドレスを明らかにしてこれらに当該選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知をしなかつたもの、当該選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知に対し、当該選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知をした電子メールアドレス以外の当該政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレス

3 | 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、公職の候補者たる衆議院名簿登載者（当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者を除く。）が、電子メー

ルを利用する方法により選挙運動のために行う文書図画の頒布は、第一項の規定により当該衆議院名簿登載者に係る衆議院名簿届出政党等が行う文書図画の頒布とみなす。この場合における前項の規定の適用については、同項中「送信をする者（その送信をしようとする者）」とあるのは、「送信をする衆議院名簿登載者（その送信をしようとする衆議院名簿登載者）」とする。

4 参議院（比例代表選出）議員の選挙において、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者に限る。）が、電子メールを利用する方法により選挙運動のために行う文書図画の頒布は、第一項の規定により当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等が行う文書図画の頒布とみなす。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「送信をする者（その送信をしようとする者）」とあるのは、「送信をする参議院名簿登載者（その送信をしようとする参議院名簿登載者）」とする。

5 選挙運動用電子メール送信者は、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める事実を証する記録を保存しなければならない。

一 第二項第一号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと及びその者から選挙運動用電子メールの送信をしようとするに求め

があつたこと又は送信をすることに同意があつたこと。

二 第二項第二号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする場合 同号に掲げる者がその電子メールアドレスを当該選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと、当該選挙運動用電子メール送信者が当該電子メールアドレスに継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること及び当該選挙運動用電子メール送信者が同号に掲げる者に対し選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

6| 選挙運動用電子メール送信者は、第二項各号に掲げる者から、選挙運動用電子メールの送信をしないように求める電子メールアドレスを明らかにして電子メールの送信その他の方法により当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールの送信をしてはならない。

7| 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信に当たつては、当該選挙運動用電子メールを利用する方法により頒布される文書図画に次掲げる事項を正しく表示しなければならない。

- 一 選挙運動用電子メールである旨
- 二 当該選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称
- 三 当該選挙運動用電子メール送信者に対し、前項の通知を行うことができる旨
- 四 電子メールの送信その他のインターネット等を利用する方

(インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者の表示義務)

第四百二十二条の四 選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に、インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

〔削る〕

(インターネット等を利用する方法により人工知能関連技術を利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務)

第四百二十二条の五 人工知能関連技術(人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(令和七年法律第五十三号)第二条に規定する人工知能関連技術をいう。以下この条において同

法により前項の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

(インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者の表示義務)

第四百二十二条の五 選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に、ウェブサイト等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

2 選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画にその者の電子メールアドレス及び氏名又は名称を正しく表示しなければならない。

〔新設〕

じ。〕を利用して作成され又は改変された画像又は映像（その改変の内容が社会通念に照らして軽微であるもの又は実際に撮影されたものと誤認されるおそれのないものを除く。）が掲載された次に掲げる文書図画をインターネット等を利用する方法により頒布する者は、当該画像又は映像が人工知能関連技術を利用して作成され又は改変されたものである旨が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

一 選挙運動のために使用する文書図画

二 当選を得させないための活動に使用する文書図画であつて、選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に頒布されるもの

（インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等）

第四百二十二条の六 〔略〕

2 〔略〕

3 何人も、選挙運動の期間中は、公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらのものが類推されるような事項が表示されていない広告であつて、当該広告に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面にインターネット等を利用する方法により頒布される選挙運動のために使用する文書図画を表示させることができる機能を有するものを、

（インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等）

第四百二十二条の六 〔略〕

2 〔略〕

3 何人も、選挙運動の期間中は、公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらのものが類推されるような事項が表示されていない広告であつて、当該広告に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面にウェブサイト等を利用する方法により頒布される選挙運動のために使用する文書図画を表示させることができる機能を有するものを、有

有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書
図画に掲載させることができない。

4 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙において
は、それぞれ当該各号に定める政党その他の政治団体は、選挙運
動の期間中において、広告（第一項及び第五十二条第一項の広
告を除くものとする。）であつて、当該広告に係る電気通信の受
信をする者が使用する通信端末機器の映像面にインターネット
等を利用する方法により頒布される当該政党その他の政治団体
が行う選挙運動のために使用する文書図画を表示させることが
できる機能を有するものを、有料で、インターネット等を利用す
る方法により頒布する文書図画に掲載させることができる。

一〇四 〔略〕

（選挙に關しインターネット等を利用する者の責務）

第四百四十二条の七 選挙に關しインターネット等を利用する者は、
公職の候補者に關し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公
にして選挙の公正を害することがないようにしなければならない。

2| 選挙に關しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に
對して悪質な誹謗中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公
正を害することがないように、インターネット等の適正な利用に努
めなければならない。

料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図
画に掲載させることができない。

4 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙において
は、それぞれ当該各号に定める政党その他の政治団体は、選挙運
動の期間中において、広告（第一項及び第五十二条第一項の広
告を除くものとする。）であつて、当該広告に係る電気通信の受
信をする者が使用する通信端末機器の映像面にウェブサイト等
を利用する方法により頒布される当該政党その他の政治団体
が行う選挙運動のために使用する文書図画を表示させることがで
きる機能を有するものを、有料で、インターネット等を利用す
る方法により頒布する文書図画に掲載させることができる。

一〇四 〔略〕

（選挙に關するインターネット等の適正な利用）

第四百四十二条の七 〔新設〕

選挙に關しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に
對して悪質な誹謗中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公
正を害することがないように、インターネット等の適正な利用に努
めなければならない。

(実費弁償及び報酬の額)

第九十七條の二 [略]

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら第四百十二条の三第一項の規定によるインターネット等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第四百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること(次項及び第四項において「要約筆記」という。)のために使用する者に限る。)については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める額の

(実費弁償及び報酬の額)

第九十七條の二 [略]

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら第四百十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第四百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること(次項及び第四項において「要約筆記」という。)のために使用する者に限る。)については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める額の報

報酬を支給することができる。

3～5 [略]

(推薦団体の選挙運動の特例)

第二百一条の四 [略]

2～5 [略]

6 第一項の推薦演説会のために使用する文書図画(インターネット等)を利用する方法により頒布されるものを除く。は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、掲示し又は頒布することができる。

一～三 [略]

7～9 [略]

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 [略]

[削る]

三の二 [略]

四～十 [略]

2 [略]

酬を支給することができる。

3～5 [略]

(推薦団体の選挙運動の特例)

第二百一条の四 [略]

2～5 [略]

6 第一項の推薦演説会のために使用する文書図画(ウェブサイト等)を利用する方法により頒布されるものを除く。は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、掲示し又は頒布することができる。

一～三 [略]

7～9 [略]

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 [略]

三の二 第四百二十二条の四第二項(同条第三項又は第四項において読み替えて適用される場合を含む。)又は第六項の規定に違反して選挙運動用電子メールの送信をした者

三の三 [略]

四～十 [略]

2 [略]

(選挙運動に関する各種制限違反、その二)

第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 [略]

[削る]

[削る]

三〇八 [略]

2 [略]

(選挙運動に関する各種制限違反、その二)

第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 [略]

二の二 第四百二十二条の四第七項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者

二の三 第四百二十二条の五第二項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者

三〇八 [略]

2 [略]

○特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（趣旨）

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利の侵害等への対処のため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項を定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る等のための大規模特定電気通信役務提供者の義務について定めるものとする。

（公職の候補者等に係る特例）

第四条 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 [略]

（趣旨）

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害等があつた場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項を定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者の義務について定めるものとする。

（公職の候補者等に係る特例）

第四条 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 [略]

二 特定電気通信による情報であつて、特定文書図画に係るものの流通によつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第四百十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下この号において同じ。）が同項又は同法第四百十二条の四の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

第二十条 総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であつて、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性その他この章の規定に基づく措置を講ずる必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができる。

一・二 〔略〕

二 特定電気通信による情報であつて、特定文書図画に係るものの流通によつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第四百十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下この号において同じ。）が同項又は同法第四百十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

第二十条 総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であつて、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができる。

一・二 〔略〕

三 当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害等が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。

2～4 [略]

(発信者に対する通知等の措置)

第二十七条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について送信防止措置を講じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置(第二号及び第二十八条第三号において「通知等の措置」という。)を講じなければならない。この場合において、当該送信防止措置が前条第一項の基準に従って講じられたものであるときは、当該理由において、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければならぬ。

一・二 [略]

(選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置)

第二十七条の二 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信によ

三 当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。

2～4 [略]

(発信者に対する通知等の措置)

第二十七条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について送信防止措置を講じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置(第二号及び次条第三号において「通知等の措置」という。)を講じなければならない。この場合において、当該送信防止措置が前条第一項の基準に従って講じられたものであるときは、当該理由において、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければならぬ。

一・二 [略]

[新設]

る情報の流通のうち、法令に違反する情報の流通、虚偽の情報の流通、事実をゆがめた情報の流通その他の選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならぬ。

2| 総務大臣は、前項の規定に基づき大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとする。

3| 総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(措置の実施状況等の公表)

第二十八条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 第二十三条の申出の受付の状況
- 二 第二十五条の規定による通知の実施状況
- 三 第二十七条の規定による通知等の措置の実施状況
- 四 送信防止措置の実施状況（前三号に掲げる事項を除く。）
- 五 前条第一項の規定による措置の実施状況
- 六 前各号に掲げる事項について自ら行った評価
- 七 前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかに

(措置の実施状況等の公表)

第二十八条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 第二十三条の申出の受付の状況
 - 二 第二十五条の規定による通知の実施状況
 - 三 前条の規定による通知等の措置の実施状況
 - 四 送信防止措置の実施状況（前三号に掲げる事項を除く。）
- 〔新設〕
- 五 前各号に掲げる事項について自ら行った評価
 - 六 前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかに

するために必要な事項として総務省令で定める事項

するために必要な事項として総務省令で定める事項

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（附則第七條関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九十九條 特定電気通信による情報の流通によつて發生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二十八條第一号中「第二十三條」を「第二十四條」に改め、同條第二号中「第二十五條」を「第二十六條」に改め、同條第三号中「第二十七條」を「第二十八條」に改め、同條を第二十九條とし、第二十七條の二を第二十八條の二とする。</p> <p>第二十七條中「第二十八條第三号」を「第二十九條第三号」に改め、同條を第二十八條とし、第二十六條を第二十七條とする。</p> <p>第二十五條中「第二十三條」を「第二十四條」に改め、同條を第二十六條とし、第二十四條を第二十五條とし、第二十三條を第二十四條とする。</p> <p>〔略〕</p>	<p>第九十九條 特定電気通信による情報の流通によつて發生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二十八條第一号中「第二十三條」を「第二十四條」に改め、同條第二号中「第二十五條」を「第二十六條」に改め、同條を第二十九條とし、第二十七條を第二十八條とし、第二十六條を第二十七條とする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二十五條中「第二十三條」を「第二十四條」に改め、同條を第二十六條とし、第二十四條を第二十五條とし、第二十三條を第二十四條とする。</p> <p>〔略〕</p>